

区分	I 金属及びガラス複合物	表中受入数量は1法人(者)1日最大量 福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者による家庭系廃棄物の搬入の場合は、表中「事業者による搬入は不可」としている廃棄物についても原則受け入れる		
廃棄物の種類	具体例	搬入条件		受入施設 受入数量
浴槽、洗面台 (ホーロー製)		不燃性のもの 2m ³ 以下 ※浴槽(木製)は「A木・竹くず類」参照 ※浴槽(ガラス繊維(グラスファイバー)、FRP製)は「Mその他」参照	【事業系】 事業者による搬入は不可	埋立場1個
太陽熱集熱パネル (ソーラーパネル)(温水器用)		2m以下×1m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 温水器本体、貯湯槽は搬入禁止 ボイラーはF 金属くず類を参照すること	埋立場2台
設置式 太陽光発電パネル			搬入禁止	
モバイル式 太陽光発電パネル		2m以下×1m以下	【事業系】 事業者による搬入は不可 【家庭系】 家庭から排出される小型電子機器 (25cm×8.5cmの投入口に入るもの) は、原則として区役所等に設置して いる使用済み小型家電回収ボックス を利用すること(電池・バッテリーは 可能な場合は除去) 埋立場へ搬入する場合は、コード類 を除去し2m以下に切断すること、また、 充電式電池は除去すること 充電式電池は搬入禁止(詳細は別表第 4の1「バッテリー(蓄電池)」参照)	埋立場2台